

令和2年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日 (採決)

令和2年 第4回 定例会 会議録

日時 令和2年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長 補 佐	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、町長より議案の撤回請求が提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、まず、私から議長あて提出いたしましたタブレット記載の議案の撤回請求について、文言を読み上げます。

令和2年第4回定例会に提出いたしました議案第100号については、次の理由により撤回したいので、篠栗町議会会議規則第20条の規定により請求いたします。

記

件名、議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」

理由、審議中の上程案について、撤回して新しい案を提出したいため。

以上でございます。

それでは、議案の撤回請求について説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合施設の稼働により、篠栗町塵芥処理場は、現に運用を行っていないため、本条例を廃止するため提案したものでございました。

総務建設常任委員会においてご審議いただきましたなかで、この施設を解体撤去

する際やこの施設に関する障害が発生した際に、この条例の存在がなくてよいのか等のご意見をいただきました。

執行部といたしまして、慎重に検討した結果、総務建設常任委員会でのご意見を踏まえ、新しい案として提出すべきと判断し、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、本議案を撤回するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求について、許可することに決定いたしました。

日程第2、議案第86号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第86号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、令和2年12月12日から施行されることとなり、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の費用を負担することが可能となることから、当該費用の公費負担に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本条例に定める公費負担の上限額等は、全て公職選挙法施行令の規定のとおりとなっております。

なお、本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日である令和2年12月12日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第86号は可決されました。

日程第3、議案第87号「篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第87号「篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」

本議案は、篠栗町立篠栗幼稚園を民営の認定こども園とするにあたり、最も適切と認められる移譲先事業者を選定するため、民間移譲先選定委員会を設置する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、委員会は、篠栗幼稚園の移譲先について、運営実績、資金計画等の審査を行ったうえで、移譲先を選定し、町長に報告する規定を制定するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

委員会の中では、「待機児童の解消と幼稚園教育を同時に考えるのはどうか。」

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） _____

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（荒牧 泰範） _____

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） _____

○議長（阿部 寛治） _____

○議員（荒牧 泰範） _____

○議長（阿部 寛治） はい、分かりました。

そのように、委員長ご指摘がありましたので、もうここで質疑は終わります。

そのほかありませんか。

では、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論から。

○議員（藤木 高裕） それでは、反対討論をいたします。

本議案は、町立幼稚園を認定こども園とするにあたり、移譲先事業者を選定する選定委員会を設置する条例であります。今後、令和5年に認定こども園を開園するスケジュールにあるように、非常に大切なものであります。

在園児の保護者の方、来年入園される方、そして我々議員への説明、どれも不足しているのではと感じました。町立幼稚園を閉園することを急いでやるべきではなく、じっくりと取り組むべきです。確かに、待機児童の解消は、早急に解決すべき課題であります。しかし、急いだ結果、住民の皆さんを置き去りにし、執行部の皆様だけで進んでいくべきでは決してありません。

以上の理由から、私は本議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はありますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺でございます。

私は、本議案に賛成いたします。

今回の選定委員会設置は、急速に増えた待機児童対策として、篠栗幼稚園は、町立のまま幼稚園児の減少に伴う空き教室を認定こども園の保育園として、運営を委ねる民間の業者を選定するものです。

篠栗町では、保育園の希望者が増え、その反面、幼稚園では、希望者が減少してきております。その大きな要因は、少子化対策の有効な政策として、昨年10月から始まった幼稚園・保育園の無償化が考えられます。

制度が始まったばかりで、どんな利点があるのか、問題点があるのか。

公明党は、無償化に対するアンケートを作成し、全国の市町村で、利用者、事業者合わせて2万7,000件以上の結果を集計し、次の施策の参考として取り組んでまいりました。

私も篠栗町の全幼稚園・保育園の事業者と保護者の方に、このアンケートでご意見をいただきました。

その中で保護者からは、「保育料の負担が大きく、幼稚園に通わせていたが、無償化で保育園に預けることができるようになれば、家計的にも助かる」というご意見が最も多くありました。

幼稚園の統廃合に関しましては、議論の余地はあると思いますが、増える待機児童を解消していくためには、選定委員会の設置は、少しでも早いほうが良いと思い

ます。

また、不足する保育士の確保も、民間の方がノウハウがあります。

以上を踏まえて、よりよい民間移譲先を選定するために、本議案に賛成いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

本来であれば、他の委員会が可とされた結果でございますので、尊重すべきところでございますが、先ほど文教厚生委員長からお話がありましたように、会期中に御説明をいただきまして、その御説明をよく聞いてみると少し疑義がわいてまいりましたもので、少しというか、大いにわきましたもので、申し訳ございませんが反対討論をさせていただきます。

まず、初めに幼稚園で行われておるものは、幼稚園教育なんです。そして、保育園で行われているのは、あれは福祉事業であって保育なんです。これ、意味合いが絶対違うんです。

それを説明するのが、教育委員会から出てきての説明ならともかく、こども育成課から出てきて、内容が、今、保育園の待機児童が増えていて困ってるんで、それを幼稚園を潰して、要するに潰して保育園に持っていこうというような表現でしたが、そういうナンセンスなことでもらっちゃ困ります。

皆さん方、よく思い出してください。つい半年か1年でしたか、そこら前まで、教育委員会から、篠栗町は3小学校区で3幼稚園3児童館、幼稚園、小学校、中学校、幼小中の一貫教育で篠栗町の質をあげていくんだと説明されましたよ。

それが行財政改革大綱か何か1本出てきたら、いつの間にやらもう幼稚園はどうか飛んでいってしまう。そんなことじゃいけないと思うんです。

やっぱり、幼稚園のニーズがなくて、空き教室があって定員割れしてるなら、定員割れしてる今の状態、現状の子供たちを迎え入れるだけの教室を残して、そして余ったスペースに認定こども園の指定を受けて、幼稚園と保育園、両機能を持たせて運営して行って、どうしても時代のニーズで、最終的に幼稚園がもうそぐわない、要らないんだということであれば、そのとき初めて3園を閉鎖するべきだと思います。

以上のような理由から、この議案には強く反対いたして、討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 賛成多数と認めます。

よって、議案87号は、委員長報告のとおり、可決されました。

以上。

日程第4、議案第88号「篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第88号「篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本条例中、地方自治法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を2回記載している部分のうち、2回目分について削除を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第89号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第89号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個人番号カード利用による印鑑登録証明書の交付を実施することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて、令和3年2月15日開始予定であることから、当該交付に係る規定を追加するものであります。

なお、本条例は、当該交付の開始予定日である令和3年2月15日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第90号「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第90号「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、防災に関する様々な重要事項を審議するにあたり、多様な分野や専門知識を有する者を防災会議委員として組織するために、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、消防職員を防災委員に加え、委員の定数を30名に増員するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第91号「篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第91号「篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、監査機能の更なる充実を図るため、現在は議会事務局職員が兼務することとしている監査委員事務局を独立して置くため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、議会事務局職員の兼務規定を見直すとともに、そのことに伴

い、監査委員事務局の職員定数を新たに規定するものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第92号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第92号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本条例中、他の条例の規定を引用している箇所について、引用方法を適正にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、他条例の読み替え規定を改めるものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第93号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第93号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本条例中、労働基準法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を2回記載している部分のうち、2回目分について削除を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第94号「篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第94号「篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町職員旅費支給条例、篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の3条例中について、鉄道賃やバス運賃等の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、新幹線等利用時の座席指定料金を新たに規定し、グリーン車の利用については、適用基準を規定するものです。

また、福岡市内の支給方法については、バス実費ではなく車賃の実費として支給できるものとするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第95号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第95号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があり、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては、保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、一定の給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を基準額に加える軽減判定基準の見直しを行うものであります。

なお、本条例は、令和3年1月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第96号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第96号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個人番号カード利用交付を実施することに伴い、対象となる証明書等交付手数料を定めることのほか、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて、令和3年2月15日開始予定であることから、当該交付サービスに係る手数料の額等に係る規定を追加するもののほか、廃止された個人番号通知カードの再交付手数料に係る規定を削るものであります。

なお、本条例は、当該交付サービスの開始予定日である令和3年2月15日から施行されますが、当該交付サービスに係る規定以外の規定については、公布の日から施行されます。

当委員会にて慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第97号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第97号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、施設の老朽化に伴い、勢門幼児プールを廃止する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、勢門幼児プールの循環ポンプ、濾過機、プール底面シート等の主要設備が経年劣化により使用出来なくなったこと、及び近年の熱中症や新型コロナウイルス感染拡大防止への対策により、利用状況を鑑み、当施設を廃止するものです。

当施設の廃止は、2019年12月に策定されました篠栗町行財政改革大綱に基づき実施いたします。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第98号「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第98号「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、昭和天皇の大喪の礼は、平成元年2月24日に行われており、その日を休日とする条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第99号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第99号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について」

本議案は、町職員において、労務職として採用しているものがおらず、今後も正規職員として採用する見込みがないことから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

また、関連条例については、引用法律名の一部改正することを併せて行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第101号「篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第101号「篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、篠栗町中央4丁目23番地1に設置されたりフレッシュ農園ささぐりを令和2年3月31日に閉園したことにより、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第102号「公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第102号「公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、公有林野等官行造林法により、国と篠栗町が契約した官行造林地が存在せず、今後も契約締結の予定がないため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第103号「工事請負変更契約の締結について」〔校内通信ネットワーク整備工事〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第103号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、校内通信ネットワーク整備工事について、458万4,800円を増額し、総額8,378万4,800円で旭陽電気株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な変更内容は、各学校の校舎及び体育館の電波状況を精査し、状況に応じてアクセスポイントを5か所増設、また、遠隔授業等の可能性を踏まえ、安定した通信環境を整えるため、現在は各校100メガバイト程度のインターネット通信容量を1ギガバイト程度に増強するための変更であります。

当委員会の中で、今回の変更工事の内容において、アクセスポイントを常設している点については、なぜ当初の設計でわからなかったのか疑問があり、賛成できないとの反対討論がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ございませんが、通信容量の変更とその額を分かれば教えていただけますか。変更理由と。

通信容量の変更理由とその額を教えてくださいませんか。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 通信容量の変更でございますが、コロナ禍が深刻化していく中で、学校の臨時休業等の緊急時においても、遠隔授業等 I C T の活用により、家庭でも学習を継続できる家庭環境整備のために、各学校のインターネットの回線容量を増幅するものであります。

金額については。

○議長（阿部 寛治） 後ほど報告しますか。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） いいですか。

よろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 良いですかそれで。

○議員（荒牧 泰範） はい。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ほかに質疑がありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

○議員（藤木 高裕） 議長。

反対討論があります。

○議長（阿部 寛治） 戻りましょう。

討論はありませんか。

反対討論をどうぞ。

○議員（藤木 高裕） 議席番号 2 番、藤木高裕です。

私、この議案第 1 0 3 号に反対討論をいたします。

本議案はアクセスポイントの増設とインターネットの通信速度の増強のための変更契約であります。

締結先とは、本年に 7,920 万円で契約しており、仕様書の整備範囲には、校内 LAN は、今後 1 人 1 台のパソコン整備や、遠隔教育、動画等を活用した授業スタイルに対応できるよう、想定される最大限の同時利用があっても遅延の発生しない快適な通信環境を整備すると明記されてあります。

変更での増設工事は、この本年結んだ契約で賄うべきであり、今回の追加工事分の費用を負担することは、到底容認出来ません。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第104号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第104号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億9,237万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,799万7,000円とするものです。

主な歳入、歳出及び繰越明許費、債務負担行為、地方債については、全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第105号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第105号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ3,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,749万9,000円とするものです。

補正予算の内容は、人件費のほか、令和元年度分の精算に伴い、県補助金等の額が確定したことによる返還金の増額補正、また前年度繰上充用金の額の確定による不用額の減額補正であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第106号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第106号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,145万4,000円とするものです。

補正予算の内容は、人件費のほか、令和3年1月1日施行の個人所得税の見直しに対応するためのシステム変更委託料及び令和2年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定による増額補正であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第107号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第107号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町水道事業会計に、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、収入に474万1,000円を増額し、収益的収入の総額を5億4,244万6,000円とするもの。

また、支出に472万1,000円を増額し、収益的支出の総額を5億4,046万6,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し198万円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、収入において、水道料金の減免及び水道施設移転補償費、支出において、配水管仮設工事費及び人件費の補正でございます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第108号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第108号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算、第3条に定めた収益的収入及び支出において、支出から9万3,000円を減額し、収益的支出の総額を8億8,406万円とし、収益的支出額に対し568万4,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、人件費の減額補正でございます。

また、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、支出800万円

を追加し、資本的支出の総額を6億7,945万9,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億8,119万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

予算の内容は、下水道工事の変更に伴う増額補正でございます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和2年第4回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」をはじめ条例の制定17件、「工事請負変更契約の締結について」1件、令和2年度補正予算5件の上程いたしました23議案のうち、取り下げました議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」を除く、22議案につきまして、可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

本定例会に上程いたしました議案の中に、既に、その役目を終えたと思われる条例や表現が適切でないと思われる条例を整理したいとの思いから8議案を上程いたしました。議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」は、総務建設常任委員会において、旧処理施設を完全に解体し、跡地を有効に活用するまでは条例を廃止すべきではないとのご意見をいただきました。

執行部といたしましても、そのように対応すべきであると判断したことから取り下げさせていただきました。今後はかかることのないよう、議案については慎重に検討を重ねたうえで上程するよう努めますので、何とぞよろしくお願いいたします。どうも申し訳ありませんでした。

また、議案第87号「篠栗町立幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」は、様々なご議論をいただきました。これまで1年間ほどかけて文教厚生委員会、あるいは全員協議会において、町立幼稚園の1園廃止、1園の認定こども園化については、ご説明申し上げてきたところでございますが、広報等で町民の皆様へ周知するこの時期に、今回の町立幼稚園改革に対する在園児や入園予定児の保護者層からの不安の声などが議員の皆様へ直接届いたものと受け止めております。

町といたしましても、今後も他町に前例のない取り組みを行うことも度々あるかと存じます。その際には、総務建設・文教厚生両常任委員会には、詳細に具体的

な内容、日程等をご説明していきますので、その過程において十分ご議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、議案第104号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」の中でご審議いただきました。

今回の補正予算につきましては、「オアシス篠栗サテライトオフィス化事業」「水道料金の1か月分減免事業」本年4月28日以降の新生児へ1人当たり10万円を交付する「特別定額給付金事業」「高校生等子育て世帯支援事業」、町内小・中学校の全普通教室に電子黒板と附属設備を設置する「GIGAスクール事業」、コロナ禍において篠栗町の魅力が再確認され、増加し始めたお客様へのおもてなしのための「観光拠点（お遍路カフェ）の開設支援事業」等に取り組むこととし、総額2億800万円余の臨時交付金をあてることをご承認いただきました。

感染拡大の第3波がきている状況でございますが、国においても来年度早々のワクチン接種開始によって、この国難を乗り切ろうと知恵を絞って対応していただいているところでございます。

篠栗町におきましても、今後予定されている第3次交付金も含め、「新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする」という臨時交付金の趣旨に沿って、新たな事業を取り組んでまいりたいと考えております。議会におかれましても、このような事業はどうかとのご意見を引き続きご検討いただき、ご提案いただければ幸いです。

令和3年第1回定例会、あるいはそれ前に、緊急を要すると判断した場合には、臨時議会でのご審議をお願いすることもあろうかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

いよいよ令和3年度の当初予算案を執行部内で固める時期となりました。令和2年度は「新型コロナ感染症対策」として、ほとんどの事業・行事を中止、縮小して取り組み、それについて、議会からもやむなしとのご判断をいただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの対応基準がある程度定められた現時点においては、ここまで予防・対策をしっかりしておれば、一定の社会活動・経済活動は行なうべきという認識が定着しつつあります。そうした点を踏まえて、過度に事業を中止あるいは縮小して、町民の皆様を萎縮させてしまい、その結果、町の活気が消えてしまうといったことのないよう、当面消滅する見込みのない新型コロナウイルス

と上手く付き合うWITHコロナに知恵を絞って事業案を作り上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、11月30日の第5回臨時会の際にも申し上げましたが、私の隣にいつも着席しておりました松田秀幹副町長が、11月19日に逝去されました。大変残念なことではありますが、受け止めるしかありません。ついては、ご遺族と篠栗町職員互助会との合同で、12月26日午前11時から、クリエイト篠栗大ホールにてお別れの会を取り行うことといたしました。議員の皆様におかれましてはご出席いただき、献花の花を手向けていただければ幸いに存じます。何とぞよろしくお願いいたします。

来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の達成に向けての一つひとつの計画を着実に推進すべく努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今年も残すところ二十日でございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げ、篠栗町議会令和2年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年間、どうもありがとうございました。終わります。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時24分